

パブリックコメントに係る主な意見

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方(両省庁合算後)	質問者
①	I-2-1 監督部局 の役割	<p>(御意見) 「このような枠組みの中で、…」から、「…重要な役割といえる。」までの間に4箇所ある「金融機関」を、「信用保証協会」と読み替えることを提案します。併せて、最終の「信用保証協会は、…行うことが必要である。」の部分は削除することを提案します。</p> <p>(理由) 本編は保証協会に対する監督指針を示すものであり、財務局の金融機関に対する監督部局としての役割を例にする必要はなく、直接的に協会に対する監督部局の役割を示すことが望ましいと考えるため。</p>	<p>「我が国の金融監督システムは、～、監督部局の役割といえる。」までの部分は、いわゆる金融機関全般に対する監督の役割等を明記している部分であり、「信用保証協会は、～必要である。」の部分は、前段の部分を踏まえ、信用保証協会の特殊性を前提に、信用保証協会に対する監督の役割と、いわゆる金融機関に対する監督の役割とに相違するところはない点を明確にしているものであり、現行のままといたします。</p>	愛知県 信用保証協会
②	I-2-2 監督事務 の基本的 な考え方	<p>(御意見) 定期的な対応を行うとした場合、通常業務に加え、対応業務も発生し負担が増加する。さらに、余計な気遣いに発展するなどの懸念がある。</p> <p>(理由) I-2-2(3)で、自主的な努力を尊重するとあるが、このような場合、監督指導する側の論理が優先するのが常態であると思われること、さらに、納得することが必要であることから、事実上は監督者の意図に大きく左右されるのではないかと。</p>	<p>定期的な意見交換等を想定しているわけではありませんので、以下のように修正いたします。</p> <p>(修正後) I-2-2 「～、随時、面談や意見交換等を通じて、～」</p>	広島県 信用保証協会
③	I-3(2) 全体の構 成(監督 指針の法 的位置づ け)につ いて	<p>(御意見) I-3(2)において、監督指針は地方自治法に基づく技術的な助言、勧告との位置づけであるとされているが、監督指針のどの部分が地方自治体の業務に対する助言、勧告なのか、あるいは、国固有の事務に関する内容なのかは必ずしも明確でない。したがって、監督指針自体を地方自治体に対する助言、勧告とすることなく、地方自治体の事務に関する事項については、その位置づけを整理のうえ、別途、地方自治法に基づき、技術的な助言、勧告や処理基準の制定を行うべき。</p> <p>(理由) ① 信用保証協会に対し信用保証協会法に基づく全体的な監督権限を有するのは、国であり、地方自治体にはその一部が法定受託事務として、委任されているに過ぎず、監督指針全体を地方自治法に基づく「技術的な助言、勧告」であるとするのは問題である。 ② 法定受託事務についても、国が技術的な助言、勧告を行うことは可能だが、「技術的な助言、勧告」とは、「客観的な妥当性のある行為又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりすること」とされており(「新版逐条地方自治法(第3次改訂版)P979」、技術的な助言、勧告の内容は地方自治体で行うべき事務について実施すべき内容とするべきである。しかしながら、監督指針全体を技術的な助言、勧告とすれば、例えば、申請等の書類の経由のみが法定受託事務とされている定款変更に係る事務などについて、審査事項が技術的な助言、勧告の内容となることとなる。この場合、あたかも、地方自治体において(書類不備等の形式審査を超えて)申請内容を実質的に審査することを求めるように見えるが、仮にそうであれば、法定受託事務の範囲を超えるのではないかと。 ③ 申請等の書類の経由のみ法定受託事務とされている事務については、信用保証協会法上、地方自治体は意見を付して進達することできるとされているので、これらの事務について、「技術的な助言、勧告」を行うのであれば、どのような観点で意見を付すべきかを具体的に「技術的な助言、勧告」すべきである。 ④ 業務方法書等の変更認可に係る事務など、実質的な審査が法定受託事務の内容となっている場合においても、監督指針で示された内容に沿って処理することが法令上求められているのであれば、技術的助言、勧告ではなく、地方自治法245条の9に基づく、法定受託事務の処理基準として定めるべきである。</p>	<p>関係地方公共団体が行うことのできる業務は、法において法定受託事務とされている事項についてであり、関係地方公共団体における監督指針の位置付けも、基本的には法定受託事務について適用されるものであることから、その旨を明確にすることといたします。</p> <p>なお、法定受託事務に関係する規定以外の項目についても、信用保証協会の一般的な監督における留意点等について本監督指針に明記していることから、関係地方公共団体において本監督指針を適宜参照することは実務上必要になるものと考えられます。</p> <p>更に、申請等の書類の経由等について、関係地方公共団体が意見を付して進達することができる(法第39条の4第2項)こととなっていること等に鑑み、進達等の際、形式的な書類不備等の確認に留まらず、監督指針上の審査基準等に係る簡易な審査等を実施し、審査結果を付すこと自体は、○法第35条に基づく報告徴収および検査権限を有する関係地方公共団体としての管轄信用保証協会の状況把握という観点や、○最終的な権限者が国にあるとしても、認可権者としての国と関係地方公共団体との認識の統一や情報共有の観点から関係地方公共団体の意見を踏まえた上で、認可等の決定を国として行うことが実務上望ましいと考えられること、等から、信用保証協会の監督においては必要かつ重要であると考えます。</p> <p>よって、このような趣旨についても監督指針上明記することといたします。</p> <p>(修正後) I-3(2) 「法第39条の3の規定等により、関係地方公共団体の長が処理することとされている事務については、法定受託事務とされているところである。 監督指針は、法定受託事務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告等」として定めるものであり、関係地方公共団体の長において法定受託事務を遂行するに当たり、監督指針に基づく適切な信用保証協会の監督をしていくことが求められる。 なお、本監督指針における、法定受託事務に関係する規定以外の項目に関しても、信用保証協会の一般的な監督における留意点等を多岐にわたって明記していることから、適宜参照するとともに、国と関係地方公共団体との認識の統一等の観点から、各種進達に際し審査項目等に係る関係地方公共団体の意見を付すことが望ましい。」</p>	個人

パブリックコメントに係る主な意見

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方(両省庁合算後)	質問者
④	IV-2-1 信用保証協会台帳	<p>(御意見) 信用保証協会台帳の作成を地方自治体に求めるのは困難ではないか。また、監督指針により、地方自治体に報告させるのは、技術的な助言、勧告の範囲を超えるのではないか。</p> <p>(理由) 国が単独で実施した検査、報告徴収について、地方自治体はその内容を知ることが制度上担保されていない、一方、地方自治体が行った報告徴収や検査の内容は法令上国に報告されることとなっている。したがって、信用保証協会台帳の作成が必要な場合、信用保証協会の監督情報すべて把握している国において作成し、地方自治体に情報提供すべき。また、国への資料提出を求めることは、「技術的な助言、勧告」の範囲を超えている。苦情件数の報告も同様である。これらについて地方自治体に報告を求める場合は、別途、地方自治法245条の4に基づく「資料の提出の要求」によるべきものではないか。 なお、信用保証協会台帳の作成を地方自治体に行わせる場合においては、国が単独で行った検査の情報等を地方自治体に提供することを監督指針上明記すべき。</p>	<p>一般検査監督権限について法定受託事務として権限委任されている関係地方公共団体が、管轄信用保証協会の詳細な状況等を把握するのに最も適した監督部局であると考えられることから、信用保証協会に係る台帳については、これまでどおり、まずは関係地方公共団体において作成のうえ、報告していただきたいと考えております。 なお、関係地方公共団体において把握できない項目については、報告に際し空欄で可とし、必要に応じて地方支分部局において追記のうえ報告する趣旨を明確にするため、以下のとおり修正することといたします。 また、国による検査結果の、関係地方公共団体への通知については、実務上は行われていると承知しており、監督指針上明記することまでは想定しておりませんが、法的な手当てがなされていないところであり、その点は、今後、検討していくことしたいと思います。</p> <p>(修正後) 「関係地方公共団体の長は、信用保証協会台帳(様式・参考資料編 様式IV-2-1)を、把握可能な項目について毎年6月末日現在で作成し、事業の状況を十分把握するとともに、その写を7月末日までに、地方支分部局を経由し、金融庁監督局長及び中小企業庁長官に提出するものとする。 その際、地方支分部局において必要に応じて追記することとする。」</p>	個人
⑤	IV-5-1 報告を求める協会の選定	<p>(御意見) 「関係地方公共団体の長は、管下信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、速やかに地方支分部局長との間で協議することとし、当該協議を踏まえた意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官宛進達するものとする。」との中の地方支分部局長との間での協議を不要とすべきである。</p> <p>(理由) 地方自治体の事務処理について国との協議を行うことは、国による地方自治体に対する国の関与に該当し、法律又は政令に根拠が必要である。(地方自治法245条2号、245条の2)。国との協議については、技術的な助言、勧告とは異なり、地方自治法上に一般的な根拠規定がなく、また信用保証協会法においても、根拠規定が定められていない。 経営改善計画書の策定に関する報告を求める協会の選定を行う場合において、地方自治体の意見が必要であり、かつ、その内容について水準を一定に保つ必要があるということであれば、技術的な助言、勧告の範囲で(法定受託事務に含まれるのであれば、場合により「処理基準」の範囲で)、どのような場合にどのような意見を付すべきかの具体的な内容をあらかじめ明示すべきであるが、いずれにせよ、地方支分部局長との事前協議の義務付けは不要とすべきである。 なお、事務的に事実上の事前協議を行うことまで否定するものではないが、協議を制度化することは上記のような問題点がある。</p>	<p>信用保証協会に係る経営改善協会への選定は、財務内容等に問題がある信用保証協会を、今後、継続して監督当局がフォローしていくものであり、当該選定及び法第35条に基づく報告命令の発出に当たり、施行令第3条における法第35条規定の地方支分部局への委任規定との関係、加えて、地方支分部局と関係地方公共団体との認識の統一を図る観点もあり、国(地方支分部局)と関係地方公共団体との間における何らかの協議は必要と考えます。 よって、ご意見を踏まえて、以下のとおり本文を修正した上で、地方支分部局との実務上の事前協議を実施し、進達していただくことにしたいと思います。</p> <p>(修正後) IV-5-1 「関係地方公共団体の長は、管轄信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官宛進達するものとする。 その際、地方支分部局長に対し、事前に関係地方公共団体の意見を文書で報告し、意見の調整を行うこととする。 なお、～。」</p>	個人

パブリックコメントに係る主な意見

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方(両省庁合算後)	質問者
⑥	V-2 信用保証協会に関する苦情等	<p>(御意見) 苦情の定義を示す必要があると思います。</p> <p>(理由) 苦情とは、例えば全国銀行協会の「苦情の受付と解決促進に関する規則」によれば「第3条(苦情および紛争の定義)苦情とは、会員銀行にその責任に基づく行為を求めること、または会員銀行の販売・提供する商品やサービスの内容もしくは営業活動に起因して被害が発生しているもの、もしくは被害が発生する可能性があるものをいう。…」と定義されているが、日常業務において、苦情と判別しがたい内容のものも多数存在している。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証申し込みしたが、本人の事業規模、財務内容、資金計画等々の理由により保証減額、取下げとなった事への本人の希望満足のための交渉、抗議 ・求償債務への返済猶予の相談をしたが、返済猶予に応じてもらえなかった本人の不満 ・協会が求償権を実行する法的措置に対して、手続き猶予の相談に応じてもらえなかった不満 ・暴力団等の第三者介入や、暴力団ではない人物、組織からの不当要求(反社会的勢力への対応になるが、明確に判別できないものもある。) <p>等々さまざまなケースが考えられます。</p> <p>これら全てを苦情として判断すれば、ややもすると些細なことにも及ぶことになるため。</p>	<p>苦情の定義については、全国銀行協会の規定に記載されているものが一例ですが、ご意見のとおり、その内容については様々なものが想定されることから、逆に監督指針等で苦情の定義を明確にすると、信用保証協会の利用者からの申出等を画一的に振り分けてしまう懸念もあることから、当監督指針等でその定義を明確にすることは適切ではないものと考えます。</p> <p>なお、V-2については、監督当局に対する、信用保証協会に関係した苦情に係る報告であり、監督事務に活用するためにも、監督当局に寄せられたご意見等については、可能な限り把握しておく必要があるものと考えます。</p>	愛知県 信用保証協会
⑦	V-5 同一の中小企業者等に対する保証金額の最高限度	<p>(御意見) 「同一の中小企業者等」とは具体的にはどのような中小企業を指すのか、ある程度明示する必要があります。</p>	<p>本項目は従来から「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」における「VI 信用保証協会関係」に盛り込まれている内容です。具体的には、注釈にもあるように「同一の中小企業者等」とは「保証の名義が異なっても、実質的に同一人に対する保証と認められるもの」であり、個々の実態を踏まえ個別具体的に判断されるべき事項と考えます。</p> <p>なお、例えば、銀行法上の考え方では、同一人とは、一つの会社、ないし一人及びその会社グループ等全体を指すものとされており、信用保証協会における「同一」の判断の一基準になるものと思われる。</p>	愛知県 信用保証協会
⑧	V-6-2 都道府県関係者の役員選任	<p>(御意見) 「その(協会の役員)の任命権は関係地方公共団体の長にあるが」を削除又は訂正し、関係地方公共団体に協会の役員任命権が法令により付与されているかのような表現を改めること。 または、役員任命権が地方公共団体に付与されている根拠を明示すること。</p> <p>(理由) 協会の役員任命については、その権限について法令になら規定はなく、単に協会の定款で定めているに過ぎず(「信用保証(第3版)」P65参照)、また、定款の内容として、役員任命権を地方公共団体に与えるような規定を設けるような規制もない。むしろ、役員解任権が圏にあることが信用保証協会法に明示されている。したがって、保証協会の役員任命権が地方公共団体あるとの表現は誤りであり、削除すべき。</p> <p>また、「(「信用保証(第3版)」P479以下の定款例の法的位置づけは不明だが、当該定款例のように)定款において、地方公共団体が協会の役員任命権を定めることを必須と考えているのであれば、その点を定款の審査事項に明記すべきである。</p>	<p>信用保証協会の役員任命のあり方については種々議論があるところではありますが、現行案(規定)にもあるとおり、信用保証協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、信用保証協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命は関係地方公共団体の長によって行われているものと考えています。</p> <p>以上のような実態を踏まえ、より適切な表記とすべく、本文については、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(修正後) V-6-2 「協会の役員は、～、その任命は関係地方公共団体の長によって行われているところであるが、～。」</p>	個人

パブリックコメントに係る主な意見

番号	該当箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方(両省庁合算後)	質問者
⑨	VI-1-1 行政処分	<p>(御意見) 監督する各々の機関において判断の差が出ることがないよう、ガイドラインを準備される等の配慮が必要と思います。</p> <p>(理由) 発生する問題には、個々に重犯性、故意性・悪質性のものから軽微なものまでさまざまな事案が想定されるため。</p>	<p>御意見のとおり、行政処分の原因となる事象には、個々に重犯性、故意性、悪質性等、様々なケースが想定されるため、ガイドライン等で一律に判断基準を示すことは、逆に画一的な行政対応に陥る可能性があることから、ガイドライン等で判断基準を示すことは想定しておりません。</p> <p>なお、平成19年3月1日に金融庁が公表した「金融上の行政処分について」は、いわゆる金融機関に対する行政処分に際しての判断基準等を明示したものでありますが、信用保証協会という公的な信用保証機関に対する行政処分についてであっても、中小企業金融の円滑化等において重要な役割を担う機関として、基本的にはその考え方は踏襲されるべきものと考えますので、参照していただければと思います。</p> <p>また、行政処分を行う機関が国又は関係地方公共団体いずれであっても、処分に際しては両者間で十分に協議した上で実施するものであり、処分に係る判断に差がでることはないものと考えます。</p>	愛知県 信用保証協会
⑩	VI-1-1(6) 行政処分の 標準処理期 間 及び VI-4 金融庁監督 局と中小企 業庁との連携	<p>(御意見) 地方自治体が信用保証協会に対し、業務停止処分や設立認可取消処分を行う権限があるかのような記載を削除すること。</p> <p>(理由) 地方公共団体に対し委任された権限のうち、監督上の処分に係るものは、報告徴収のみであり、業務停止命令、設立認可の取消しに係る権限は地方自治体には委任されていない。ところが、VI-1-1(6)のカッコ書きには「処分が関係地方公共団体において行われるが・・・」と、VI-4には「上記VI-1-1(1)から(5)の不利益処分等をしようとする場合には、関係地方公共団体担当課は・・・」との記載があり、地方自治体において業務停止命令、設立認可の取消しの権限があるかのような記載となっている。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(修正後) VI-1-1(6) 「上記(3)から(5)の不利益処分をしようとする場合には、上記(1)の報告書又は不祥事件等届出書(法第35条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書)を受理したときから、原則として2か月以内(関係地方公共団体及び地方支分部局を経由して金融庁及び経済産業省に報告された報告書等を踏まえ、金融庁及び経済産業省が処分を行うこととなること)を目処に行うものとする。」</p> <p>(修正後) VI-4 「上記VI-1-1(1)から(2)の不利益処分等をしようとする場合には、～。」</p>	個人
⑪	VI-1-1(6) 行政処分の 標準処理期 間	<p>(御意見) カッコ書きの「処分が関係地方公共団体、地方支分局長を経由して金融庁及び経済産業省において行われる場合」を削除すること。</p> <p>(理由) 「処分が・・・經由して」の意味が、金融庁及び経済産業省において行われる処分について、その処分通知書を経由するとの意味であれば、行政処分は処分庁から速やかに被処分者に通知されるべきものであり、1ヶ月の期間延長を行ってまで、經由機関から交付させる性質のものではない。 地方支分局や地方自治体に対しては、処分を行った旨連絡すれば足りるのではない。 なお、「関係地方公共団体、地方支分局長を経由」する対象として想定しているものが、処分ではなく、処分の契機となった報告や検査結果等であるならば、その旨が明確になるように表現を改めるべきである。</p>		個人